

2022年5月11日

各位

会社名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 川口 勝
(コード番号 7832 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 浅古 有寿 (TEL: 03-6634-8800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月20日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、2022年2月8日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、コーポレートガバナンス体制の強化をはかるとともに、スピーディな意思決定と業務執行を行うことで、企業価値のさらなる向上に取り組むことを目的に、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除、取締役への権限委譲に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更および効力発生日等に関する附則の設定を行うものであります。
- (3) その他、一部文言および表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月20日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月20日(予定)

以上

<報道機関からの本件に関する問い合わせ先>
(株)バンダイナムコホールディングス
コーポレートコミュニケーション室
TEL: 03-6634-8787

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (商号)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>② 英文では、<u>BANDAI NAMCO Holdings Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第4条 (省略)</p> <p>第2章 株 式 第5条～第11条 (省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第12条～第15条 (省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第17条～第18条 (省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 (省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>12名以内とし、そのうち少なくとも2名は会社法第2</u></p>	<p>第1章 総 則 (商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>② 英文では、<u>Bandai Namco Holdings Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第12条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>10名以内とする。</u></p>

<p><u>条第 15 号に定める社外取締役(以下「社外取締役」という。)</u>とする。 (新設)</p>	
<p>(取締役の選任) 第 21 条 取締役は株主総会の決議により選任する。</p> <p>② (省略) ③ (省略)</p>	<p>② <u>当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第 21 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第 22 条 (省略) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第 22 条 (現行どおり) ② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役) 第 23 条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第 23 条 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役) 第 24 条 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を置く。また、必要があるときは取締役会の決議により、取締役会長 1 名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p>(役付取締役) 第 24 条 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を置く。また、必要があるときは取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長 1 名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>が予め定めた取締</p>

<p>となる。</p> <p>② <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発送する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、取締役及び監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>第27条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。</u></p> <p>第30条 (省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>役が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>招集権者及び議長となる取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発送する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、取締役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議により監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
---	---

<p>第 32 条 (省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第 33 条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 34 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 35 条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。但し、監査役選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</u></p> <p>② <u>監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 36 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集権者)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発送する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	<p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第 34 条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集権者)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 37 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発送する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>
--	---

<p>(<u>監査役会の議長</u>) 第 40 条 <u>監査役会の議長は、常勤監査役がこれに当たる。常勤監査役を複数置くときは、予めその互選により議長を定める。</u></p> <p>② <u>議長に事故あるときは、監査役会が予め定めた順序に従い、他の監査役がこれに代る。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>) 第 41 条 <u>監査役会の決議は、監査役の過半数が出席し、法令に別段の定めのある場合を除き、全監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第 42 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>) 第 43 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>) 第 44 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第 45 条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 第 46 条～第 48 条 (省略)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第 49 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の議長</u>) 第 38 条 <u>監査等委員会は、予め議長を定める。</u></p> <p>② <u>議長となる監査等委員に事故あるときは、監査等委員会において予め定めた順序に従い、他の監査等委員がその任にあたる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>) 第 39 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第 40 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第 41 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 42 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第 45 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
---	--

第7章 会計

第50条 (省略)

(期末配当金)

第51条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

第52条～第53条 (省略)

(新設)

第7章 会計

第46条 (現行どおり)

(期末配当金)

第47条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。

第48条～第49条 (現行どおり)

(附則)

(電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。